

報告事項 1

春日井市都市景観審議会の会議の傍聴要領の変更について

資料 1

春日井市都市景観審議会の会議の傍聴要領 《新旧対照表》

旧	新
<p>春日井市都市景観審議会の会議の傍聴要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、春日井市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 <u>傍聴人の定員は5名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選とする。</u></p> <p>2 傍聴人は、会議の開催予定時刻までに会議場に入るものとする。</p> <p>(会議場に入ることができない者)</p> <p>第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、会議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。2) 私語、騒ぎ立てること、非礼に当たる行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。4) 飲食又は喫煙等をしないこと。5) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長が許可した場合はこの限りでない。6) その他会議の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をしないこと。 <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会議場から退場しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 傍聴人が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。2) 春日井市都市景観審議会運営要綱第6条第2項の規定により、会議を非公開としたとき。 <p>附 則</p> <p>この傍聴要領は、平成16年3月1日から施行する。</p>	<p>春日井市都市景観審議会の会議の傍聴要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、春日井市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。</p> <p>(傍聴人の定員)</p> <p>第3条 <u>傍聴人の定員は10名とし、傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。</u></p> <p>2 傍聴人は、会議の開催予定時刻までに会議場に入るものとする。</p> <p>(会議場に入ることができない者)</p> <p>第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、会議場に入ることができない。</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。2) 私語、騒ぎ立てること、非礼に当たる行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。4) 飲食又は喫煙等をしないこと。5) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長が許可した場合はこの限りでない。6) その他会議の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をしないこと。 <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第6条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会議場から退場しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 傍聴人が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。2) 春日井市都市景観審議会運営要綱第6条第2項の規定により、会議を非公開としたとき。 <p>附 則</p> <p>この傍聴要領は、平成16年3月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この傍聴要領は、平成23年1月15日から施行する。</p>